

第11回定期総会記念講演

8月7日(土)

於:あざれあ および Zoom

ジェンダー平等とセクシュアル・ハラスメント

報告者:角田 由紀子 氏(弁護士)

○セクシュアル・ハラスメントとは

日本の法律にはセクシュアル・ハラスメントの定義がありません。男女雇用機会均等法において、大まかに「意に反する性的な言動」となっています。厚労省はセクハラ指針を告示として出していますが、法律ではないので社会的拘束力は弱いものです。

ILO では「暴力およびハラスメント」とは、「身体的、心理的、性的又は経済的損害を目的とし、又はこれらの損害をもたらす、若しくはもたらすおそれのある一定の容認することができない行動及び慣行又はこれらの脅威をい、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む」となっています。

○ジェンダー平等とは

ジェンダー平等は従前の男女平等と重なるところがありますが、同じではありません。性差を生物学的知見によって固定的に考えるのではなく、文化的・社会的に作られた変化するものとします。男らしさ、女らしさ(文化的・社会的認識=政治の産物)に振り回されず、個人に注目します。

○セクシュアル・ハラスメントを根絶する

セクシュアル・ハラスメントは、性暴力の一つであり、性差別の現われです。性差別を生みだし、許容し、維持する社会の構造に着目します。個々の現象から普遍的なもの(社会構造、それを作り出した歴史にも注目)を抽出したジェンダー不平等のもろもろ、それが、根絶すべきターゲットです。

○ジェンダー不平等の実態

日本のジェンダーギャップ指数が世界で120位ということで、男性優位度が世界の中で非常に高い国となっています。

2019年名古屋地裁岡崎支部の判決では、実父による未成年の娘への性暴力で、被害者は父の行為に同意していなかったことを認めながら、刑法の構成要件を満たしていないとして無罪にしました。刑法、性暴力犯罪の明治以来引き継いできた被害者無視の男性中心の考え方が

露呈したものです。この判決に対する抗議が、「フラワーデモ」のきっかけとなりました。

全てのハラスメントを禁止し違反者に制裁を科す国内法が必要です。

○被害者への救済が不十分

禁止法がないので、被害回復には民事裁判しか強制力を持つものはありません。セクシュアル・ハラスメントが起きるのは、両者に大きな力関係がある(=対等でない)からですが、それが裁判になると突然対等とされます。しかし、両者の力関係の差は、裁判になっても維持され、加害者の方が経済力があり、人的リソースもたくさん持っています。裁判は時間がかかり、被害者は新たな攻撃にさらされる時間が与えられることとなります。勝訴しても得られる損害賠償金額が低く、裁判所は、差別に対しては低額の慰謝料しか認定しないことが多いです。

○ジェンダー不平等をどう是正するか

ジェンダー平等は民主主義の基礎です。また戦争は最大の暴力であり「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし(市川房江)」です。

ジェンダー規範は法律の規定とは関係なく、人々の日常を拘束しています。民主的と言われる弁護士団体や労働組合においても、役員のほとんどが男性であるという実態があります。

さらに大きな問題として、慣習的家族制度の下において性別役割分業意識が子供の頃から形成され、無意識の差別意識が日常生活を拘束していることです。結婚における結納制度の意味とは、食卓でなぜ母親は台所の近くの席に座るのか、ランドセルの色に男子用と女子用がなぜ分かれているのか、労働組合の女性部はなぜピンク色の用紙に印刷するのか等々、身近な生活の中に無意識の差別があふれています。この当たり前の光景の背後にあるものは、経済力を持つものが意思決定権者としての男性であるということです。日常生活のこの構造が、セクシュアル・ハラスメントの土台となっているのです。

*連絡先:〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>